

国民健康保険税

Q

国民健康保険税とはどのような税金ですか。

A

国民健康保険は、みなさんが病気やけがをしたときに、その経済的負担を軽くし、安心して医療を受けることができるようお互いに助け合うことを目的とした制度で、国や県からの交付金とみなさんから納めていただく国民健康保険税を主な財源として埼玉県と越谷市が共同で運営しています。

したがって、国民健康保険税を滞納されますと国民健康保険の運営財源が不足し、みなさんの医療費の支払いもできなくなってしまいますので、納期限内に必ずお納めください。

なお、国民健康保険の被保険者が病気やけがで医療機関にかかったときの被保険者の負担割合は、次のとおりとなっています。

年 齢	被保険者の負担割合
義務教育就学前	2 割
義務教育就学後 70 歳未満	3 割
70 歳以上	2 割
70 歳以上で一定額以上の所得者	3 割





職場の健康保険（被用者保険）に加入している世帯主ですが、国民健康保険税が課税されるのはなぜですか。



国民健康保険税は、その世帯の生計の中心者である世帯主が納税義務者となります。

したがって、世帯の中で国民健康保険に加入している人がいれば、その人の国民健康保険税は世帯主に賦課されることになります。

あなたの場合、被用者保険に加入しているとのことですが、世帯主が被用者保険の被保険者である場合であっても、世帯内に国民健康保険に加入している人がいるため、世帯主であるあなたに対して課税されるものです。



国民健康保険税を年金から引かないでほしいのですが。



国民健康保険税が年金からの差し引き（特別徴収）となるのは、以下①から④の全てに該当する世帯主の方です。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している。
- ② 同一世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- ③ 世帯主が年額18万円以上の老齢等年金給付を受けていて、介護保険料の特別徴収対象者である。
- ④ 国民健康保険税と介護保険料の合計額を年間の年金受給回数で割った金額が、1回あたりの基礎年金給付額の1/2以下である。

※ 複数の年金を受給されている場合は、政令で定める最も優先順位の高い年金から差し引きとなります。老齢厚生年金を受給されている方でも、下記の公的年金が優先されます。

【対象公的年金の優先順位の例】

1位：老齢基礎年金 2位：老齢・退職年金 3位：障害年金及び遺族年金等

特別徴収の対象となった場合でも、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することが可能です。希望される場合は、国保年金課または北部・南部出張所に国民健康保険被保険者証、口座振替をする口座の通帳とお届出印をお持ちのうえ、申出をしてください。（※滞納がある場合は、口座振替に変更することが出来ません。）



4月1日に会社に就職し、職場の健康保険（被用者保険）に加入しました。この場合に何か手続きが必要ですか。また、国民健康保険税はどうなりますか。



国民健康保険に加入する場合や職場の健康保険（被用者保険）に加入し、国民健康保険を脱退する場合は、国保年金課（または北部・南部出張所）に14日以内に届け出をしていただく必要があります。

加入と脱退の手続きは、次のとおりとなりますが、国民健康保険税は、加入期間に応じて税を負担していただくことが原則となっていますので、途中で加入、または脱退したときの加入期間については、月単位で計算することになっています。

また、税の負担については、加入した場合は加入した月分から課税されることになり、脱退した場合には脱退した月分の税は納めないことになっています。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	●ほかの市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	●被扶養者でなくなった日のわかる証明書
	子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	●在留カード●パスポート●特別永住者証明書
国保を脱退するとき	ほかの市区町村に転出するとき	●保険証
	職場の健康保険に加入したとき	●国保と職場の健康保険の両方の保険証 （後者が未交付の場合は、加入を証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	●保険証●死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	●保険証●保護開始決定通知書

※ 届け出の際は、本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）をお持ちください。加入の場合、保険証は本人確認できるものをお持ちの場合には窓口でお渡しすることができますが、お持ちでない場合は郵送にてお渡しとなります。なお、別世帯の方が届出をする場合は、委任状も必要となり、保険証は手続き後に郵送となります。

※ 加入後の国民健康保険税の納付は口座振替納付が原則となりますので、通帳とお届出印もお持ちください。



私は自営業者ですが、今年の税務署の申告で所得が420万円ありました。国民健康保険税はどのくらいかかりますか。私の家族は妻と子供2人（小学生）で、妻と子には収入がありません。私の年齢は41歳で妻は36歳です。



国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分（40歳～64歳の国民健康保険加入者には介護保険料が国民健康保険税に加算されます。）の合算額になります。

あなたの国民健康保険税は、次の方法により計算されます。

〔医療保険分について〕

- ① はじめに、医療保険分の所得割額を求めます。これは、世帯の加入者の前年中の所得に応じてその額が決定されます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(前年所得)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(税率)} & \text{(所得割額)} \\ (4,200,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) & \times & 0.075 & = & 282,750 \text{ 円} \end{array}$$

- ② 次に、医療保険分の均等割額を求めます。これは、世帯の加入者数に応じてその額が決定されます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(1人あたりの額)} & & \text{(人数)} & & \text{(均等割額)} \\ 31,900 \text{ 円} & \times & 4 \text{ 人} & = & 127,600 \text{ 円} \end{array}$$

- ③ 最後に、①と②で求めたそれぞれの額を合算します。

$$282,750 \text{ 円} + 127,600 \text{ 円} = 410,350 \text{ 円} \rightarrow 410,300 \text{ 円} \quad (100 \text{ 円未満切り捨て)}$$

〔後期高齢者支援金等分について〕

- ④ はじめに、後期高齢者支援金等分の所得割額を求めます。医療保険分と同様に、世帯の加入者の前年中の所得に応じてその額が決定されます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(前年所得)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(税率)} & \text{(所得割額)} \\ (4,200,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) & \times & 0.025 & = & 94,250 \text{ 円} \end{array}$$

- ⑤ 次に、後期高齢者支援金等分の均等割額を求めます。医療保険分と同様に、世帯の加入者数に応じてその額が決定されます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(1人あたりの額)} & & \text{(人数)} & & \text{(均等割額)} \\ 11,500 \text{ 円} & \times & 4 \text{ 人} & = & 46,000 \text{ 円} \end{array}$$

- ⑥ 最後に、④と⑤で求めたそれぞれの額を合算します。

$$94,250 \text{ 円} + 46,000 \text{ 円} = 140,250 \text{ 円} \rightarrow 140,200 \text{ 円} \quad (100 \text{ 円未満切り捨て)}$$

〔介護保険分について〕

- ⑦ はじめに、介護保険分の所得割額を求めます。これは、世帯の加入者のうち介護保険分の対象者の前年中の所得に応じてその額が決定されます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(前年所得)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(税率)} & \text{(所得割額)} \\ (4,200,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円}) & \times & 0.022 & = & 82,940 \text{ 円} \end{array}$$

- ⑧ 次に、介護保険分の均等割額を求めます。これは、世帯の加入者のうち介護保険分の対象者数に応じてその額が決定されます。

(1人あたりの額) (人数) (均等割額)

$$12,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 12,000 \text{ 円}$$

- ⑨ 最後に、⑦と⑧で求めたそれぞれの額を合算します。

$$82,940 \text{ 円} + 12,000 \text{ 円} = 94,940 \text{ 円} \rightarrow 94,900 \text{ 円} \text{ (100 円未満切り捨て)}$$

以上のとおり、あなたの国民健康保険税の額は、医療保険分 410,300 円、後期高齢者支援金等分 140,200 円、介護保険分 94,900 円を合わせて 645,400 円となります。

【令和6年度の国民健康保険税計算方法】

	所得割額	均等割額	賦課限度額
医療保険分	(前年の総所得金額等-基礎控除) × 7.50%	31,900 円	650,000 円
後期高齢者 支援金等分	(前年の総所得金額等-基礎控除) × 2.50%	11,500 円	220,000 円
介護保険分 (40歳~64歳)	(前年の総所得金額等-基礎控除) × 2.20%	12,000 円	170,000 円

※ 所得割額、均等割額、賦課限度額については、年度によって変わる場合があります。
また、未就学児の場合は均等割額が半額となります。





国民健康保険税は市町村によってその税率等に違いがありますか。



国民健康保険では、国民健康保険税額の計算方法や納期などは市町村ごとに決定します。

越谷市では、76～77ページに記載してあるとおり、所得割と均等割による算定方法を採用しています。

なお、平成30年度の制度改革により都道府県も国民健康保険の運営を担うこととなりましたが、主な役割分担は下記のとおりです。資格管理、国民健康保険税の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などは、引き続き、それぞれの市町村が行います。

【都道府県と市町村の役割】

	都道府県（埼玉県）の主な役割	市町村（越谷市）の主な役割
財 政 運 営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保の運営に必要な費用を決定（国保事業費納付金） ・財政安定化基金の設置・運営	国保事業費納付金を県に納付
資 格 管 理	都道府県内の統一的な財政・事業運営方針（国保運営方針）に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理（保険証の発行など）
保険税の決定、 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	標準保険税率を参考に保険税率を決定
保 険 給 付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う ・市町村が行った保険給付の点検	保険給付の決定
保 健 事 業	市町村に対し、必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

※ 埼玉県ホームページから一部抜粋